

～ICAA ボランティア制度規約～

(名 称)

第1条 本制度は、ICAA ボランティア制度と称する。

(目 的)

当協会の、設立理念・制度目的を踏まえたうえで、ボランティアという場を通じてアロマセラピー・MD 法を知って頂き、辛い思いをされ必要としてくださる方々のお役に少しでも立てていけたらという思いで活動していく。利益目的ではなく、また強制ではないため、あくまでも各個人のボランティア精神に基づく制度であり、それに賛同し参加して頂くこと。

～ボランティアの定義～

ボランティアとは、個人の自発的・自由な意思で行われる活動の事。仕事でも義務でもなく、無償で行う奉仕の気持ちを重要とする活動である。

第2条 協会サポート

協会からの協力として、希望者に協会フラッグの貸出、配布用協会パンフレットの無償提供、トリートメントスタッフ（当会員に限る）を募るためのメール案内を行う。

第3条 お申込み方法～終了までの流れ

(お申込条件)

ICAA 会員であり、それぞれのボランティア活動に該当する I C A A 資格取得者のみが申込可能である。

(申請方法)

ボランティア活動を実施するにあたり、必ず以下の手順で申請を行ってから実施するものとする。

①協会 HP（会員限定ページ）の『ボランティア申請ページ』にて、依頼フォームに必要事項
入力し事務局へ申請

②事務局より確認後、イベントの内容、参加の趣旨、フラッグの貸出の有無やボランティア参
加者の人数、パンフレットの数量等のご確認の連絡。

③必要であれば会報メールにて「メンバー募集案内」配信を行う。

※あくまでボランティアの為、人数の確約等はないものとする。

（イベント終了後）

※ボランティア終了後は、文面での活動内容報告、活動時の写真を事務局までご報告頂く

（注意事項や協会からの物品サポートについて）

材料のサポートについて：あくまでボランティアのため、基本的に協会から材料等の援助は行わ
ないものとする。但し、病院関連・学会・RFL 等規模が大きく、協会側が参加に関わるものは
オイル提供（スイートアーモンドオイル1L×1）、もしくは事務局側が準備するものとする。

第4条 辞退

協会として、イベント内容が協会活動に相応しくない場合は協力を辞退する場合がある。